

## よくあるご質問 (法人・団体様用)

ご質問	ご回答
なぜ当社（当団体）の情報を再確認するのですか？ 回答しなければいけないのですか？	当組合では、犯罪収益移転防止法および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえて、お取引をいただいているお客さまの現在の情報 {本店所在地（ご住所）・事業内容・お取引の目的等} を適切に管理するため、窓口や訪問、ダイレクトメールなどで、定期的に再確認させていただく取組を行っております。 これはマネー・ローンダリングやテロ行為等を防止するためであるとともに、お客様になりすました犯罪者が口座を利用していないかなど、お客様が金融犯罪に巻き込まれないための重要な取組ですので、大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。
関連会社（関連団体）には案内が届いていないのに、何故、当社（当団体）に届いたのですか。	今回のご案内はすべてのお客さまを対象に実施させていただいておりますが、通知のタイミングはお客さまにより異なります。ご案内がございましたらお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。
商号（団体名）や本店所在地（ご住所）が変わった事項があるが、この回答をすれば変更届は不要ですか？	大変お手数をお掛けいたしますが、届出事項の変更のお手続きが別途必要になります。 直接お取引店にご相談願います。
ご担当者情報欄には代表取締役や経理担当者以外の者を記入してもいいのですか？	問題ございません。本アンケートに関する担当者さまが分かるようにご記入をお願いいたします。
海外拠点の有無について、「所在国」の定義は何ですか？法人のある国をさすのですか？	日本以外の海外に現地法人（子会社や合併会社）がある場合には、その所在地国についてご記入願います。
法人格の無い団体（任意団体）についても、実質的支配者情報を記入する必要はありますか？	法人形態欄で、法人格の無い団体（任意団体等）の場合は、実質的支配者情報をご記入いただく必要はありません。
お客様情報の確認に関するお願いが届いたが、本当に貴信用組合が出したもので間違いないか？	当組合は、ダイレクトメール（DM）にてご案内を行っており、DM券面にお客様のお取引店舗の連絡先が記載されております。またDM差出人の「信組情報サービス株式会社」は当組合がDM発送業務を委託している会社です。

[ お問い合わせ先 ]  
(法人・団体様用)

信用組合お客様情報確認事務局  
フリーダイヤル : 0120-567-005  
受付時間 : 平日9:00~18:00  
(土日祝・年末年始12/29~1/4を除く)